

## ○枚方市議会における災害発生時対応要領

枚方市議会における災害発生時対応要領（平成25年3月27日制定）の全部を改正する。

### （趣旨）

**第1条** この要領は、枚方市において地震等の災害が発生したときに、枚方市議会が枚方市災害対策本部（以下「対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### （災害の定義）

**第2条** 前条でいう「災害」とは、対策本部の設置に該当する災害をいう。

### （連絡会議の設置）

**第3条** 枚方市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により対策本部が設置された場合において、これに協力するため必要と認めるときは、枚方市議会内に枚方市議会災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することができる。

- 2 連絡会議は、枚方市庁舎内「枚方市議会事務局」に設置する。ただし、市庁舎が使用できないときは、対策本部と協議し、議長が別に定める。
- 3 議長または副議長は、会派代表者及び対策本部に対し、連絡会議の設置を報告する。

### （連絡会議の構成）

**第4条** 連絡会議は、議長、副議長、会派代表者をもって構成する。

- 2 議長は、連絡会議を代表し、その事務を総括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 正副議長ともに事故があるときは、会派代表者の中から議長の職務を代理する者を決定する。
- 5 会派代表者は、議長の命を受け連絡会議の事務に従事する。
- 6 会派代表者に事故があるときは、その会派に所属する議員の中から代理者を選任し、連絡会議の事務に従事させることができる。

### （連絡会議の任務）

**第5条** 連絡会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否の確認を行うこと。
- (2) 対策本部から災害情報を収集し、各議員に情報提供を行うこと。

- (3) 各議員からの災害情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。
- (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

#### (議員の対応)

**第6条** 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 連絡会議より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議へ報告すること。
- (4) 各地域において、被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

#### (市議会事務局の対応)

**第7条** 市議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、対策本部の会議等において得た情報を、連絡会議へ提供する。
- (2) 事務局職員は、連絡会議の業務に従事する。

#### (参集及び活動時の服装)

**第8条** 各議員は、連絡会議への参集又は地域での活動時において、原則として安全帽（ヘルメット）又は帽子、「枚方市議会」と明記された服装等を着用する。また、感染症の発生、まん延時の活動については、マスクの着用と定期的な体温測定を行うこと。

#### (記録)

**第9条** 連絡会議は、可能な限り記録を作成する。

#### (その他)

**第10条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

**附 則**〔平成27年2月26日制定〕

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

**附 則**〔令和4年3月2日改定〕

この要領は、令和4年3月2日から施行する。

【災害発生時対応要領に基づく行動マニュアル】

区 分	処 理 事 項
<div data-bbox="177 331 469 405" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">災害発生</div> <div data-bbox="288 454 357 528" style="text-align: center;">↓</div> <div data-bbox="177 568 469 728" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">枚方市議会災害 対策連絡会議の 設置</div> <div data-bbox="288 741 357 815" style="text-align: center;">↓</div> <div data-bbox="177 833 469 956" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">安否確認・連絡 体制の確立</div> <div data-bbox="288 1055 357 1128" style="text-align: center;">↓</div> <div data-bbox="177 1218 469 1292" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">情報の収集・提供</div> <div data-bbox="288 1518 357 1592" style="text-align: center;">↓</div> <div data-bbox="177 1816 469 1890" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">解 散</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市議会事務局長は、枚方市災害対策本部員として、当該本部の設置状況を議長及び副議長に連絡するとともに、事務局職員へ登庁の指示を行う。</li>   <li>○議長は、連絡会議の設置を決定する。</li> <li>○事務局職員は、会派代表者に対し、連絡会議への参集の連絡を行う。</li>   <li>○連絡会議は、各議員の安否、居所等の確認を行う。</li> <li>○議員は、連絡会議から安否確認の連絡がない場合には、連絡会議へ自らの安否、居所等を報告する。</li> <li>○連絡会議は、各議員の安否等の情報について記録を行う。(別紙①：安否状況等確認表)</li>   <li>○市議会事務局長及び事務局職員は、枚方市災害対策本部から情報を収集し、連絡会議へ報告するとともに、その情報を議長の指示のもと各議員に提供する。</li> <li>○議員は、各地域における被災状況、避難所の状況等について、必要に応じて連絡会議への報告を行う。</li> <li>○事務局職員は、各議員から報告を受けた被災状況等について記録を行う。(別紙②：被災状況記録表)</li> <li>○議長は、連絡会議で各議員から集められた情報を整理し、枚方市災害対策本部へ情報の提供を行う。</li>   <li>○議長は、枚方市災害対策本部の災害支援状況等から判断し、連絡会議を解散する。</li> </ul>

※表中の「連絡会議」とは、枚方市議会災害対策連絡会議を指す。

## 安否状況等確認表

枚方市議会災害対策連絡会議

議員名		記録者	
連絡日時	年 月 日 時 分		
安否確認	確認 (場 所)		
	確認できず		
登庁確認	登庁可能 (登庁予定時刻) 時 分		
	登庁不可		
備 考			

## 被災状況記録表

枚方市議会災害対策連絡会議

報告議員名		記録者			
報告日時	年	月	日	時	分
被災等場所					
報告内容					
対策本部への連絡事項					
	( 本部への連絡：未・済 )				
備考					

【災害発生時対応要領に基づく対応フロー】

